

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

海外赴任に伴う出国後と入国後のボーナスの取扱い

Q 当社は海外に多くの子会社をもっていますが、従業員の海外駐在に際し、出国後に支給されたボーナスや帰国後に支給されたボーナスについては、税務上、どのように取り扱えばよいのでしょうか？

解説

出国後に支給されるボーナスに対する源泉税の取扱いと帰国後に支給された場合の取り扱いでは、日数按分の必要の有無などで扱いが異なります。

1. 出国後に支給されるボーナス

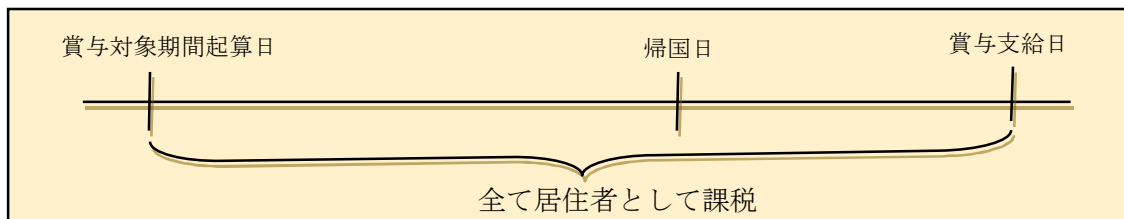
出国後に支給されるボーナスについては、**日数按分により国内分と海外分とに分け**、国内分について、**20.42%**の源泉徴収をします。

例) ボーナス支給額	: 100 万円	支給対象期間	: 6 月～11 月
出国日	: 10 月 20 日	賞与支給日	: 12 月 5 日

計算式)	100 万円 ×	$\frac{142 \text{ 日 (国内勤務期間 6/1～10/20)}}{183 \text{ 日 (支給対象期間 6/1～11/30)}}$	= 775,957 円
	775,957 円 × 20.42%		= 158,451 円

2. 帰国後に支給されるボーナス

帰国した場合、入国日の翌日から居住者として取り扱われます。帰国後に支給される賞与については、その対象期間内に国外勤務の期間がある場合でも、**支給された賞与はすべて居住者に支払われたものとして取り扱います。**



要するに…

出国後に支給される賞与は日数按分により国内分と海外分に分けて、国内分のみ 20.42%の源泉徴収をします。これに対し、入国後に支給される賞与はすべて国内分として、通常の従業員と同様に取り扱います